

# 岐阜県再生可能エネルギー利用効率化設備導入事業費補助金に関するご質問

令和4年7月1日

## 1. 申請方法等について

**Q 1. 補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。**

A 1. 交付申請の受付後、交付決定された申請に交付決定通知書を発出します。交付決定通知日以後に、補助事業（エネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）及び蓄電設備の導入）の実施が可能となります。補助事業の完了後、実績報告書を提出していただき、審査を経て額の確定を行い、額の確定通知書を発出します。額の確定通知書を受領後、交付請求書を提出していただくと、補助金を交付します。

**Q 2. 申請期限はいつまでですか。また実績報告の期限はいつまでですか。**

A 2. 交付申請の受付期間は令和4年7月1日（金）から令和4年11月30日（水）17時15分までです。  
実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から30日を経過した日または令和5年2月28日（火）までです。

**Q 3. 申請の受付は先着順ですか？**

A 3. 先着順となります。

**Q 4. 補助金の予算を教えてください。**

A 4. 187,000千円です。

## 2. 補助対象について

**Q 5. 太陽光発電設備の導入は補助対象になりますか。**

A 5. 太陽光発電設備は補助対象になりません。EMS及び蓄電設備（容量が20kWhを超えるものに限る。以下同じ。）の導入、または蓄電設備の導入が補助対象になります。  
ただし、補助要件として、EMS、蓄電設備及び再生可能エネルギー発電設備（例えば、太陽光発電設備など）のすべてを導入する事業となります。  
既存の設備利用も可ですが、EMS、蓄電設備及び再生可能エネルギー発電設備の全ての設備を連携させて運用する必要があります。

**Q 6. 補助対象となる蓄電設備はどのようなものですか。**

A 6. 蓄電設備 1 台で容量が 20kWh を超えるものに限りません。

**Q 7. 個人が申請することは可能ですか。**

A 7. 原則、補助対象になりません。ただし、個人事業を営む方が、事業のために設備を導入する場合は補助対象となる場合があります。

**Q 8. 他の補助金の併用は可能ですか。**

A 8. 同一の設備に、この補助金と国の補助金や他の県の補助金は併用できません。ただし、EMS、蓄電設備のいずれか一方をこの補助金の対象とし、もう一方に他の補助金を活用することは可能です。  
(例) EMSを国の補助金で導入、蓄電設備をこの補助金で導入

**Q 9. EMSおよび蓄電設備の設置工事費は補助対象になりますか？**

A 9. 導入に要する経費（消費税相当額を除く。）は補助対象です。積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）には、EMS、蓄電設備それぞれにおいて、導入に要する経費が明らかに分かるよう記載してください。

### 3. 申請書類等について

**Q 10. 交付申請書以外に必要な書類はありますか？**

A 10. 事業計画書（補助金交付要綱 第 1 号様式）、登記簿謄本（個人の場合は住民票）、積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）、県税に未納のないことを証する納税証明書が必要となります。

### 4. その他について

**Q 11. 処分制限期間は？**

A 11. EMSの処分制限期間は、5年です。蓄電設備の処分制限期間は、6年です。

**Q 12. 補助対象事業の完了後の状況報告は？**

A 12. 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後3年間、補助対象事業に係る過去1年間の状況等について、毎年度6月30日までに、事業実施等状況報告書（補助金交付要綱

第9号様式)を提出する必要があります。